

令和2年度第1回国立大学法人埼玉大学経営協議会議事要録

日 時 令和2年7月30日(木) 10:00～11:40

場 所 事務局第1会議室

出席者 坂井学長、重原理事、柳澤理事、西井理事、岡村理事、中村理事、
内海委員、小安委員、佐々木委員、砂川委員、利根委員、平本委員、山名委員

陪席者 齋藤監事、小川監事、市橋副学長、田代副学長、川合副学長、川又副学長、
木崎副学長、末松人文社会科学部研究科長、野中教養学部長、禹経済学部長、
薄井教育学部長、黒川理工学研究科長、石井理学部長、水野工学部長

議事に先立ち、新体制となったことに伴い、出席者及び陪席者の紹介があった。

経営協議会の任務等について

坂井学長から、資料1に基づき、経営協議会の構成、任務等について説明があった。

各事項における意見等は次のとおり(学外委員、 学内委員等)

報告事項

1 埼玉大学における新型コロナウイルス感染症への対応等について

坂井学長から、本学における新型コロナウイルス感染症への対応等の概要について説明があり、次いで、木崎副学長から、資料2に基づき、生活支援が必要な学生への「埼玉大学緊急支援奨学金」制度の創設、オンラインによる遠隔授業の導入、感染症対応マニュアルの策定、在宅勤務・時差出勤の実施等について報告があった。

2 令和元事業年度長期借入金償還状況について

西井理事から、資料3に基づき、令和元事業年度における長期借入金償還状況について報告があった。

3 埼玉大学大学院教育学研究科の改組について

重原理事から、資料4に基づき、令和3年度に予定している大学院教育学研究科改組の概要について説明があり、次いで、薄井教育学部長から、具体的な開設科目、養成する人材像・強化する機能等について説明があった。

埼玉県・さいたま市の教育課題として外国籍の子どもについて触れられているが、外国籍の子どもへの教育に関する特別なプログラムはあるのか。

学校構想サブプログラムの中に外国籍の子どもへの教育に関するプログラムを用

意している。また、現代的・地域的教育課題の共同探求においても、外国籍の子どもたちとどのように交流し、対応していくかをテーマとした授業科目がある。外国籍の子どもとの交流は、特に埼玉県において重要なポイントであると考えている。

今後、教職大学院は地域毎にできていくものであると認識しているが、将来的に埼玉大学として特徴付けて、広域的に学生を集めるという方向性によって変わっていくのか。また、今回の改組に伴い、養成する側の教員の資質等は、従来と変わっていくのか。

埼玉県にある教職大学院は本学だけであることから、まずは、埼玉県の教育課題を念頭に置き、埼玉県の教育現場に進んでいくことを想定している。また、養成する側の教員の資質については、教職大学院を担当するための研修を行ったり、教職大学院の専任教員としての指標を定め、より高い資質を目指すよう促したりしているところである。それぞれの専門領域を持ちつつも、教育を念頭においた研究を行っている教員も多くいるため、養成する側の教員の資質をより意識して対応していきたい。

連合大学院について、詳細をご教示願いたい。

連合大学院とは、東京学芸大学を基幹大学として、埼玉大学、横浜国立大学及び千葉大学の4大学で構成している博士後期課程の大学院である。本連合大学院の学位取得率は極めて高く、修了後、大学の教員になる者も多い。今回の教職大学院については、修了してすぐに連合大学院に進むのではなく、現職教員を経て、連合大学院に進学し、大学教員を目指してもらいたいと考えている。

今回の改組では、修士課程の学校教育専攻と専門職学位課程の教職実践専攻が総合教育高度化プログラムにつながり、修士課程の教科教育専攻が教科教育高度化プログラムにつながる構図になっている。教職課程としては、教科教育について実践的な要素を取り入れ、より実践に役立つ教育を常に求めてきた経緯があり、どのように実践的な指導力を養成し、その実践力をどのような形で構成するかということが最大の課題となっていた。その解決策として、教職大学院の設置が提示されたはずであるが、その点についてより詳しく説明願いたい。

教職大学院として、実践的指導力を養成するための全体的な共通科目を設置しているところであるが、各教科等の授業内容についても、それぞれより実践的なものに変更している。また、実地研究等も行い、学校現場との往還をする実践的な授業を中心とした教育内容にしている。

審議事項

1 学長選考会議委員の選出について

坂井学長から、資料5に基づき、学長選考会議の概要及び委員の選出について説明があり、審議の結果、学長選考会議委員として、内海委員、小安委員、佐々木委員、利根委員及び平本委員を選出すること、また、選出母体である経営協議会があらかじめ指名した者については、一位山名委員、二位砂川委員とすることが承認された。

2 国立大学法人埼玉大学役員会規則の一部改正について

西井理事から、資料6に基づき、国立大学法人法の一部改正により、本学の理事の員数が5人となったことに伴い、法人としてのより適切かつ円滑な意思決定に資するため、定足数及び評決数を改めるとともに、重要かつ急を要する事項に係る議決のタイミングを逸することを防ぐため、構成員の出席の取扱いに関し、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、承認された。

3 令和元事業年度決算について

西井理事から、資料7に基づき、令和元事業年度決算の概要について説明があり、審議の結果、承認された。

平成30年度に発生した当期総利益1億4000万円の執行状況はどのようになっているのか。また、令和元年度に発生した当期総利益1億7000万円は、平成30年度と同様に繰り越せるのか。

平成30年度の当期総利益は、まだ執行していない状況である。また、令和元年度の当期総利益については、現金の裏付けがある剰余金であるため、目的積立金として申請し、承認を得る予定である。これらの剰余金については、令和3年度で第3期中期目標期間が終了することに伴い、残額が発生した場合には、国庫に返納するかどうか協議することになる。第4期中期目標期間を順調に進めるためにも、第3期中期目標期間中に基盤整備等様々な事項に対応できるよう計画している。

4 令和3年度概算要求について

西井理事から、資料8に基づき、令和3年度概算要求について説明があり、審議の結果、承認された。

5 平成31事業年度に係る業務の実績及び第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書(案)について

川又副学長から、資料9に基づき、平成31事業年度に係る業務の実績及び第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書の概要について説明があり、審議の結果、承認された。

6 中期目標の達成状況報告書(案)について

川又副学長から、資料10に基づき、中期目標の達成状況報告書の概要について説明があり、審議の結果、承認された。

4年目終了時評価の段階で、次期の第4期中期目標期間における計画の芽出しをすることは可能なのか。

本報告書においては、令和2年度及び令和3年度の2年間で実施予定であることも記載することになっているが、その中で次期を見据えた記載も可能であることから、部分的にその要素を織り込んでいるところである。

教職大学院の設置に関連して、十文字学園女子大学との連携について報告があったが、他学部・他大学からの進学者の受入も想定されている点について、今後の展望を見据え、ぜひ発展させていただきたい。

今回は十文字学園女子大学との連携について報告したが、他の埼玉県内の教員養成系大学においても、教職大学院への受入だけでなく、幅広い連携ができるよう検討しているところである。

その他

1 令和2年度の開催日程について

坂井学長から、資料11に基づき、令和2年度は計5回開催予定である旨説明があった。

2 次回日程（令和2年9月17日（木））

坂井学長から、次回日程の開催時刻については、改めて各委員のご都合を伺いたい旨の連絡があった。

以上